

奈良県警察本部告示第26号

令和3年5月奈良県警察本部告示第30号（奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則等の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

奈良県警察本部長 安 枝 亮